

第8章 緑化重点地区・保全配慮地区

1. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、都市緑地法第4条第2項第8号において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として定められています。

市の緑の将来像における中心拠点、地域拠点、拠点地区及び公園の不足する地域において、重点的に緑化の推進を図ります。

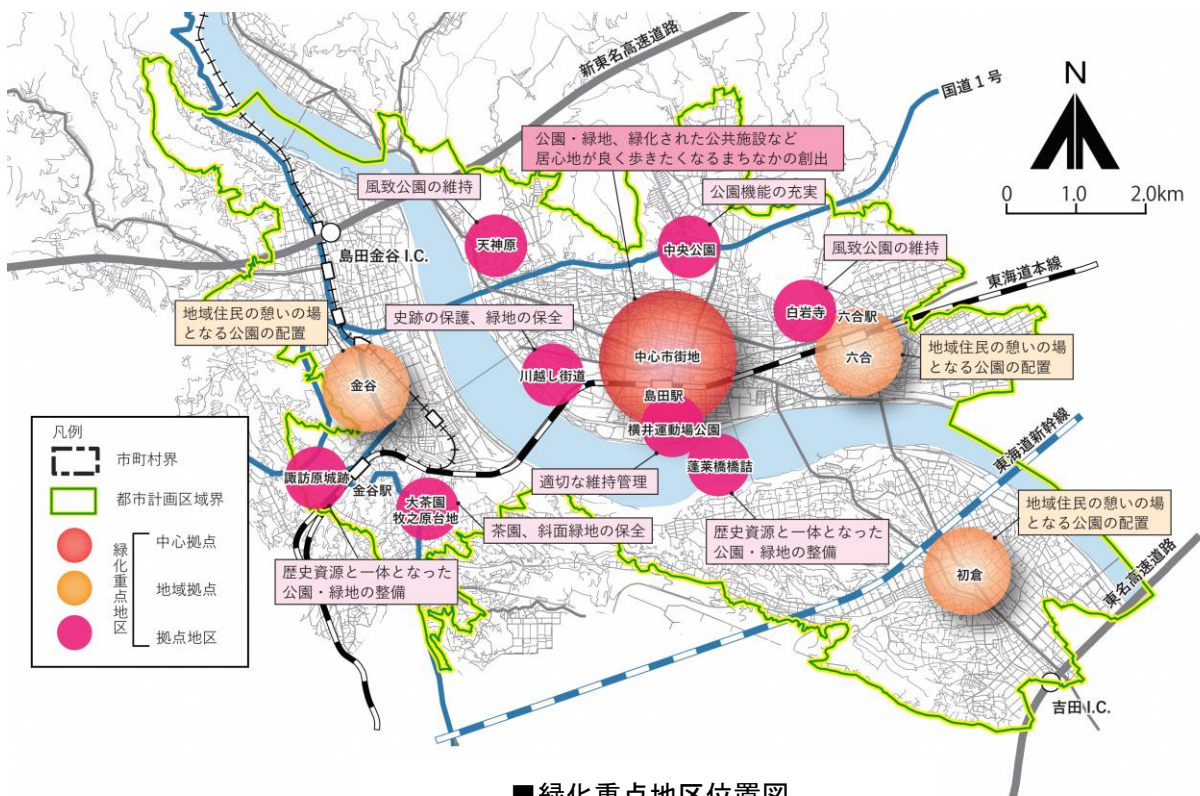
都市緑地法運用指針における緑化重点地区の具体例

- 駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区等、都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上、緑の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し、市民意識が高い地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区

■緑化重点地区及び緑化の推進方針

緑化重点地区	緑化の推進方針
中心拠点（島田市中心市街地）	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市都市計画マスタープランにおいて、島田駅・図書館・市役所等、高次の都市機能を有し、本市の中心となる拠点として位置付けられている。 ・島田駅や市役所、図書館等、高次の都市機能を有する中心市街地においては、街路、公園・緑地、緑化された公共施設や民間建築物を利活用し、居心地がよく歩きたくなるまちなかを創出する。
地域拠点（六合・初倉・金谷の公民館周辺）※都市計画区域内	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市都市計画マスタープランにおいて、今後も、都市機能の維持や充実を図り、良好な居住環境を創出する地域として位置づけられている。 ・地域拠点においては、市民ニーズを踏まえた公園のあり方や民間による柔軟な利活用が図られた、市民の憩いの場となる公園の配置を検討する。
拠点地区	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の拠点地区においては、地区の資源や景観等を生かした緑化に努める。 ◇ 白岩寺・天神原においては、自然環境を生かしたレクリエーション地として、風致公園を維持する。また、白岩寺等の社寺の周辺には広場、緑道を配置し、社寺めぐり等、歴史とふれあえる散策ルートを形成する。 ◇ 中央公園は、整備率が約3割にとどまっていることが

	<p>ら、適切な維持管理を行いつつ、引き続き公園機能の充実を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 横井運動場公園は、市民の身近なスポーツレクリエーションの場として、適切な維持管理に努める。 ◇ 川越し街道周辺地区は、景観計画重点地区に指定されており、大井川川越遺跡整備基本計画に基づき、史跡の保護、緑の保全を図る。 ◇ 蓬萊橋橋詰、諏訪原城跡周辺は、本市の豊かな歴史資源と一体となった公園・緑地の整備、保全に努める。 ◇ 大茶園及び牧之原台地に広がる斜面樹林地等は、本市を特色づける重要な景観要素の一つであることから、その保全に努める。
<p>公園の不足する地域</p>	<p>・「島田市立地適正化計画」における居住誘導区域内においては、公園・緑地のカバー率を基に、不足する地域に公園の配置を検討する。</p>



2. 保全配慮地区の設定

保全配慮地区は、都市緑地法第4条第2項第6号において「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として定められています。

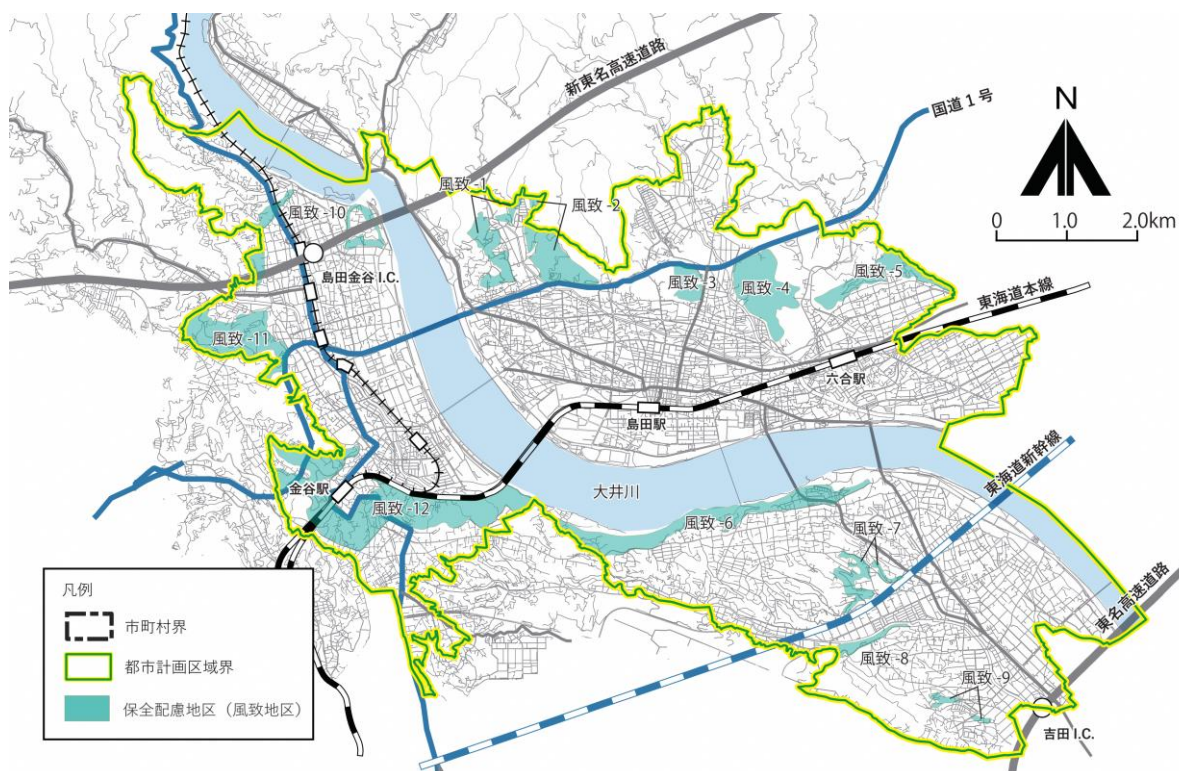
市の緑の将来像における緩衝地区において、重点的に緑の保全を図ります。

都市緑地法運用指針における保全配慮地区の具体例

- 風致景観の保全、生物多様性の保全、自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区

■ 保全配慮地区

保全配慮地区	保全配慮の方針
緩衝地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地を取り囲む斜面緑地とそれと連続する樹林地については、市域北部の樹林地と市街地の「緩衝地区」として、貴重な緑の環境や自然生態系の保全を図るとともに、環境学習やレクリエーションの場としての利用を推進する。 ◇ 伊太、白岩寺、岸、権現原、牧之原台地北斜面等の市街地周辺の斜面緑地は、緑の骨格を形成し、無秩序な市街化や自然災害を防止する機能を有することから、風致地区の指定を検討し、適切な保全を図る。



■ 保全配慮地区位置図